

浪江町農業委員会総会議事録 (令和7年8月定例会)

1 開催日時 令和7年8月20日（水）午後1時30分から午後2時13分

2 開催場所 浪江町役場 大会議室

3 出席委員（11人）欠席委員（1人）

会長	4番	菅野 富美恵	（出）
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	（出）
委員	2番	松田 孝司	（出）
	3番	岡 高志	（出）
	5番	中野 弘寿	（出）
	6番	小澤 英之	（出）
	7番	高野 順	（欠）
	8番	加藤 修	（出）
	9番	川島 優	（出）
	10番	柴野 正男	（出）
	11番	武藤 栄治	（出）
	12番	三瓶 徳久	（出）

4 出席農地利用最適化推進委員（14人）

浪江地区担当	畠山 行男	苅野地区担当	高野 諭吉
幾世橋地区担当	鎌田 光男	苅野地区担当	松本 善郎
幾世橋地区担当	廣内 忍	苅野地区担当	笠井 宏光
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	津島地区担当	今野 勝彦
請戸地区担当	脇坂 薫	津島地区担当	木幡 一郎
請戸地区担当	荒川 勝己		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
大堀地区担当	山田 勝広		
苅野地区担当	藤田 一宏		

5 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件（所有権移転）	2件
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件（使用貸借権設定）	1件
議案第3号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件	
議案第4号 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の改正案に対する意見について	

6 事務局職員

事務局長	大浦 龍爾
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	七海 遼哉
事務局員	三浦 久幸
事務局員	紺野 ゆかり

議長

それでは、只今より 8 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 11 名でございます。また、推進委員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりますとおり、3 番岡委員および 12 番三瓶委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書の 2 ページ 1 番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

笠井推進委員

苅野地区担当笠井です。

8 月 11 日に譲渡人○○さんに電話により聞き取りを行いました。譲受人である○○さんから相談があり、○○さんが現在いわき市に避難し、農業ができないので、申請地が休耕していることから譲渡することに同意しました。

8 月 12 日に譲受人○○さんの自宅に訪問し、聞き取りを行いました。規模拡大をして、野菜等を作りたいと相談を持ち掛けたところ、畑を利用していくてくれるならと合意があったそうです。以上です。

議長

事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 1 号 1 番に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書の 2 ページ 2 番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

高野推進委員 荻野地区担当高野です。

聞き取り調査の結果を報告致します。譲渡人○○さんは、現在福島市に住んでいます。高齢であり、後継者もいないことから、隣の○○さんに申請地を買ってもらえないか相談したところ、快諾を得たそうです。

譲受人○○さんからは、今回隣の○○さんから申請地の譲渡の相談があり、○○さんの畠と地続きな畠ということから一体的に管理、耕作ができるので買い受けることに決めたそうです。震災前は、果樹園をやっていましたが、果木を一旦伐採しております。今後は、果樹及び野菜の栽培を考えているそうです。ご審議よろしくお願ひします。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は举手により行います。

議案第 1 号 2 番に賛成の委員の举手を求めます。

(举手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第 1 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する審議の件 使用貸借権設定 について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書の 21 ページ読み上げ)

議案書の 29 ページ、30 ページをご覧ください。申請地の位置は、位置図、案内図のとおりです。

農地法第 7 版の 26 ページ、27 ページをご覧ください。

農地の種類は、農用地区域内農地に該当します。農用地区域内農地は、原則転用が不許可となっておりますが、3 年以内の一時転用となっておりますので、不許可の例外に該当するため、立地基準は問題ありません。

議案書の 24 ページをご覧ください。転用の期間について、中段に記載のとおり、許可日から 7 か月間の計画となっております。

一般基準の資力、周辺農地への影響については、特段問題がないと考

えられます。

一時転用の場合、地域計画を変更する必要はありませんので、地域計画の達成に支障ありません。

議案書の 33 ページをご覧ください。資材置き場、作業ヤードとして利用する計画となっております。

【追加資料①】をご覧ください。申請地が土地改良区の地区内にあるため、請戸川土地改良区の同意書が提出されております。

本案件は、3,000 m²以下の一時転用の事案ですので、当委員会が許可権者となっております。

なお、現地調査の写真につきましては、【追加資料②】をご覧ください。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

脇坂推進委員 請戸地区担当の脇坂です。

8月12日に現地調査を行いました。8月18日には、被設定人である〇〇〇の〇〇さんに連絡を取りました。浪江町発注のふくしま森林再生事業であり、現場付近の申請地が原木仮置場として適切な土地なので借地の申請をしたそうです。

設定人の〇〇さんには、8月19日電話で連絡を取りました。〇〇〇から申請地を貸してくださいと連絡があり、公共事業なので承諾することにしたそうです。ご審議よろしくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

加藤委員 現地調査を行い、説明は事務局、推進員の通りです。間伐及び広葉樹を整備して、材木を申請地の資材置き場及び作業ヤードに運ぶそうです。気になるところは、土地改良区は問題ないと言ってましたが、町道が、草刈りの後で草で覆われ、細く感じました。 トラックが行き来するので、道路や地盤が緩むことも心配ですが、周辺には影響のない場所かと思いますのでご審議よろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は举手により行います。

議案第2号に賛成の委員の举手を求めます。

(举手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第2号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第3号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件についてですが、私自身が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、議長を会長職務代理者である1番 鈴木委員に交代いたします。
鈴木委員よろしくお願ひいたします。

(議長席を交代)

議長 それでは議題に入ります。
(鈴木職務代理) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件について、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、4番 菅野委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。

(菅野委員退席)

再開いたします。
議案第3号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
(議案書36ページ※地区名、地区ごとの合計筆数、合計面積のみ読み上げ)
38ページが加倉地区、41ページが幾世橋地区の概要となっております。
なお、各要件については事務局で問題ないことを確認しております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終了いたしました。
(鈴木職務代理) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。
議案第3号に賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)
賛成全員と認めます。よって議案第3号に原案のとおり承認を與えます。

ここで菅野委員の入室を認めます。暫時休議いたします。
(菅野委員入室)

それでは議長を交代いたします。

(議長席を交代)

議長 つづきまして、
議案第 4 号 農業経営基盤強化基本方針の改定に関する意見について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

まず初めに、議案第 4 号 農業経営基盤強化基本方針の改定に関する意見について議案書の記載に一部誤りがありました。
議案書の 46 ページをご覧ください。1. 基本構想とは の 4 ポツ目、「今回の変更は、県の基本方針の改正 カッコ 法改正によるもの」のカッコ内の記載について、「5 年ごとの見直し」に記載を訂正させていただきますとともに、深くお詫び申し上げます。
今後、このようなことがないようより一層確認を徹底してまいります。
なお、訂正後の資料は【差替資料①】をご覧ください。

小澤委員 はい。(挙手) よろしいでしょうか。

議長 小澤委員。

小澤委員 45 ページ 施工規則を施行規則に、訂正をお願いします。

事務局 追加資料で挙げて、修正させて頂きます。申し訳ありませんでした。
つづきまして、
詳細について、農林水産課 農政係よりご説明いたします。

農政係 46 ページをご覧ください。
農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改定について、概要について説明させていただきます。

『1. 基本構想とは (46 ページ読み上げ)』

補足として、各市町村による認定農業者の制度において、農業者が作成した農業経営改善計画の認定に必要な要件の一つとなっています。認定農業者の要件は 3 点あります。市町村の基本構想に照らしてその計画が適切であること、その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切になっていること、計画の目標が達成される見込みが確実であることです。この 3 点をもって、認定農業者を認定しています。この構想の改定も認定農業者にとって、必要なものとなっています。

現在、県の基本方針では、農業経営の目標について年間農業所得が従事者一人当たり 460 万円、メイン従事者プラス補助従事者 1 名の個別経営体といわれるものについては、1 個当たり 590 万円。年間総労働時間については、農業従事者一人当たり 1800 時間、こちらを農業経

営の目標として、県の基本方針で示しています。この目標を達成するために、福島県が相双地域の特色に合わせた営農類型（営農モデル）を示しており、それに基づいて基本構想を作成しております。改正する際には、各市町村の農業委員会及び所管する農業協同組の意見を聴取することとなっているため、今回農業委員会に議案を出させて頂いています。今回の変更は、県の基本方針の5年ごとの見直しに合わせて浪江町の基本構想の見直しも行うものとなっています。

『2. 主な改正内容（46 ページ読み上げ）』

「第1項地域計画の見直し」について、新旧対照表の76 ページをご覧ください。（3）担い手育成の考え方について、地域計画の策定が進んでいるところから、作成された地域計画の実現に向けた取り組みに内容が直されています。合わせて労働時間の記載について、県で他産業従事者並みの労働時間を目標として、1800 時間に変更されました。新旧対照表の80 ページをご覧ください。

「第2項地域毎の営農類型」について、県の基本方針の変更に合わせて、果樹の営農モデルにおける相双地区のぶどうの品種について、あずましづくからシャインマスカットに変更されています。

「第5項利用権設定等促進事業について」84 ページをご覧ください。令和7年3月31日をもって利用権設定の制度が廃止となつたことから、記述の削除が行われました。

47 ページに戻ってください。

『3. 改正の流れ（47 ページ読み上げ）』について、今回農業委員会に意見聴取を行つたことになります。

農政係からの説明は以上になります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局、農政係の説明が終了いたしました。質疑ございますか。

鈴木委員 はい。（挙手）

議長 鈴木委員。

鈴木委員 参考までにお伺いしたいのですが、個別経営体の例示では、野菜＋水稻、花き＋水稻となっているが、水稻が加わっていることに意味があるのか。野菜だけでは、推進目標とする年間農業所得がクリアできないからなのかと思いました。

個別経営体の例示に経営規模が記載されているので、目標年収を書くべきではないか。水稻で30ha だったら収入、売り上げについてはいくら。野菜だったらカボチャとブロッコリーで売り上げいくら。例示の通りだと、目標が達成できないのではないかと心配になつたので、5年前、10年前だと思いますが、これを作つた経過を教えてください。

- 農政係 分かる範囲ですと、令和2年度には浪江町の基本構想が策定されました。相双農林事務所が管轄していますので、その時点での実態に合わせた営農活動、できる品種等を組み合わせた営農モデルを示したものだと考えております。
ご質問頂いた収入の記載についても、例示の営農モデルは、目標がクリアできるのではないかと県も判断した品目や面積の設定となっています。
- 鈴木委員 金額までは例示しなかったということですね。
- 農政係 はい。
- 議長 その他、質疑ございませんか。
- 中野委員 果樹部分の例示でぶどうの品種が、県で開発したあずましずくからシャインマスカットになったのか、経過を聞かせてください。
- 農政係 果樹の品種がなぜ切り替わったのか、詳しくは把握できていません。
申し訳ありません。
- 議長 はっきりした明文はないけれどもということですかね。浪江町内でも現在ぶどうを作っている方の実態に合わせているという理解でもよろしいでしょうか。
- 農政係 浪江町内でもシャインマスカットが主流になってきていますので、相双管内でもそういう風潮にあると考えます。
- 議長 中野委員よろしいでしょうか。
その他質疑ございませんか。松田委員。
- 松田委員 米の単価が高くなつて、その件について見直しは考えていますか。
- 農政係 県の基本方針自体が、令和7年4月時点でのものとなっています。今現在の米の価格が見直しに反映できているかというと、追いついていないと思われます。県に合わせての変更となりますので、県が米の価格を含めて見直しを行つた際には、浪江町も県に即して変更を行います。
- 事務局 基盤強化法自体に定めている、この例示している経営規模に似たような形でやつていれば認定農業者や認定就農者として認定する、あくまでも例示となりますので、おしゃっていただいたあたりは、実際の申請があつたときに判定する参考として、審査会の中で柔軟に検討していけるかと思います。
- 議長 松田委員、よろしいでしょうか。
他に何かござりますでしょうか。

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 4 号に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第 4 号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 7 年 8 月 20 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 2 時 13 分

議長

議事録署名人 (3 番)

議事録署名人 (12 番)